

広島県告示第百二二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定によって、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。

平成二十年二月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 病院又は診療所

名 称	所在地	自立支援医療の種類	標ぼうしている診療科名	指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の名	指定年月日
藤井病院	福山市鞆町鞆三三三	精神通院医療	内科	宮阪 実	平成二〇年二月一日
花園クリニック	福山市花園町一丁目三一九	精神通院医療	精神科・心療内科	桑原 美苗	平成二〇年二月一日

二 薬局又は指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指定年月日
栄町薬局広店	呉市広古新開二丁目一五―二二	精神通院医療	平成二〇年二月一日